

告 示

埼玉県告示第五百五十二号

平成二十八年埼玉県告示第二百九十二号で公示した公共測量は、平成二十九年三月十四日終了した旨測量計画機関であるさいたま市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年四月二十八日

埼玉県知事 上田清司